

●香川県告示第253号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和7年12月19日から令和8年1月15日まで一般の縦覧に供する。

令和7年12月19日

香川県知事 池 田 豊 人

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 国分寺中通線（39号）
- 3 道路の区域

区間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
高松市国分寺町福家甲478番 6地先から	12.5～21.9	136	令和3年9月7日付け香川県告示第366号で変更した区域の全
高松市国分寺町福家甲439番 1地先まで			て

- 4 供用開始の期日 令和7年12月19日